

令和6年度 第2回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和6年11月25日（月）午後2時から午後4時まで
場 所	県庁別館2階第一会議室D
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順）（7名） ◎は部会長 浅見 佳世、今泉 文寿、絹村 敏美、◎蔵治 光一郎、田中 博通、藤川 格 司、山川 陽祐</p> <p>事務局（県側出席者）（5名） くらし・環境部環境局水資源課 多米課長、密岡班長、宮野主幹、小長井主査、堤主任</p>
議 題	<p>（1）浜名湖圏域流域水循環計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の維持又は回復に関する目標 ・目標を達成するために実施する施策 ・健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標 <p>（2）今後の予定について</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第2回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第 ・静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧 ・座席表 ・浜名湖圏域流域水循環協議会での協議経緯 【資料1】 ・浜名湖圏域流域水循環計画の策定について 【資料2】 ・計画策定の進捗状況及び今後の予定について 【資料3】

事務局 ただ今から、令和6年度第2回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催します。本日の司会を務めます、水資源班長の密岡です。よろしくお願いいたします。

本日の部会ですが、委員9名中7名の方の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを御報告します。

それでは、次第に従って進めます。開会に当たり、水資源課長の多米より御挨拶を申し上げます。多米課長、お願いします。

水資源課長 皆さま、改めましてこんにちは。水資源課長の多米でございます。今年もあと1カ月余りということで、皆さま御多忙中のところ、当会にお集まりいただきありがとうございます。

まず内閣府のお話をしたいと思うのですが、既に皆さま、御覧になった方も

いらっしゃるとは思いますけれども、内閣府では、今年の7月から8月にかけて水循環に関する世論調査を実施していきまして、その概要が先月発表となりました。

調査の結果によりますと、水に関わる豊かな暮らしという設問がありまして、ここでは安心して水が飲める暮らしというものが最も重要視されており、86.9%の回答者がこれを選んでいきます。また、洪水の心配のない安全な暮らしという項目も高い割合で支持されています。また、気候変動がもたらす水問題という設問においては、気候の不安定化による洪水や土砂災害の頻発が最も懸念されているということで、84.3%の回答者がこれを心配しているということです。

続いて行政に対する要望というところですが、洪水・土砂災害防止施設の整備、老朽化や災害による被害を受けた上下水道の整備が挙げられています。国民、県民の皆さまは水に関する意識が高いこと、そして変化しているというところが分かると思います。私たちの今後策定する流域水循環計画ですが、行政目線だけでなく、県民目線の分かりやすい、そして実効性のある計画にしていく必要があると感じた次第です。

さて、私たちが策定を進めています浜名湖圏域の流域水循環計画ですが、8月9日に準備会、9月17日に第1回の部会で御審議いただきまして、浜名湖圏域の現状および課題、そして理念および将来目指すべき姿ということで審議いただきまして、御意見を頂いたところです。本日はさらに進めて、健全な水循環の維持または回復に関する目標、目標を達成するために実施する施策、そして、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標ということで、御審議いただきたいと思っています。

後ほど、今後のスケジュールなどについてもお話ししたいと思っていますのですが、環境審議会の本会の日程が既に決まっていますので、これに合わせる必要がありますので、今後非常にタイトなスケジュールで御審議いただくことになろうかと思っています。何卒よろしくお願ひします。それでは本日の審議をよろしくお願ひしたいと思っています。

事務局 ありがとうございます。それでは、次第の3になりますが、事務局から報告があります。浜名湖圏域流域水循環協議会での協議事項ということで報告させていただきます。資料については、お手元の資料1を御覧ください。

事務局 浜名湖圏域流域水循環協議会での協議経緯について報告します。

まず1、協議状況についてですが、本年5月23日と11月11日の2回協議を実施しました。第1回目では浜名湖圏域の現状および課題について協議しまして、第2回目で、現状および課題に加えて、理念および将来目指すべき姿について協議しました。詳細の内容については付属資料1-1と1-2にまとめ

てありますので、参照していただきたいと思ひます。

主に、協議会の下に実務レベルで運用してほす幹事会を設けまして、そこで議論、整理された内容を確認して意見を頂く形で実施してほす。第2回までに、理念および将来目指すべき姿までは協議済みという形で了解をいただけてほす。

なお、第3回の協議会を12月中に実施し、健全な水循環の維持または回復に関する目標、目標を達成するために実施する施策、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標、さらに、これに加えて計画の本文の案についても協議を行う予定です。以上が協議の状況についてです。

次に2、協議会の協議事項ですが、こちらは2枚目にありますパワーポイントの資料と併せて御覧いただきたいと思ひます。(1)の現実および課題については、パワーポイントの表、あるいは1枚目の表に整理してあります。パワーポイントの表では、表の左側にあるように、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分類ごとに整理してほす。

なお、現状および課題の整理については、協議会の幹事会で書面も含めた3回の協議と、第1回の環境審議会の水循環部会での委員の皆さまの御意見などを参考にまとめてほす。詳細については付属資料2にまとめてありますので、参照していただきたいと思ひます。

第1回環境審議会水循環保全部会ですが、主に流域全体での視点で、上下流のつながりが分かりやすいように取りまとめることなどの御意見を頂けてほす。また、その他いただいた各御意見は、協議会資料や、本日の付属資料3にあります計画の素案の中で適宜反映してほす。

(2)の将来目指すべき姿についてですが、こちらでもパワーポイントの資料と併せて御覧いただきたいと思ひます。こちらは住民アンケートや審議会、協議会での審議などを踏まえて制定しまして、理念としては「いのちと恵みをはぐくむ『浜名湖』と生きる～特色ある自然環境の保全と多様な産業の未来のために～」という案で設定してほす。

また、将来目指すべき姿については3つにまとめてほす。1つ目が浜名湖を中心とした地域特有の自然環境の維持又は回復、2つ目として多様な産業(農・林・水産・工・観光)と暮らしのバランスの取れた発展、そして3つ目として水災害(水害・土砂災害・渇水)に対するレジリエンスの向上という案で設定してほす。簡単ではありますが、これまでの協議経緯について報告しました。

それでは、次第4の議事に移りたいと思ひます。ここからの進行については、蔵治部会長にお願いします。

蔵治部会長 皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、次第4の議事の(1)浜名湖圏域水循環計画の策定についてということで、資料2になるのですが、目標、施策、指標と3つ書いてあるのですが、この3つを全部一気にやろうとするとなかなか大変なので、半分ずつ分けてやろうと考えています。それでは、まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、浜名湖圏域流域水循環計画についてということで、今、蔵治部会長から説明があったとおり、第5章、第6章、第7章のうち、第5章、第6章と第7章を分けて審議いただきます。まず事務局から一括で説明させていただいた後、2つに分けて御審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

では早速ですが「第5章 健全な水循環の維持または回復に関する目標」についてです。浜名湖圏域における水循環に関する課題を踏まえて、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分類ごとに目標を設定していきます。

水質については、浜名湖の適正な水質を維持すること、地下水塩水化の状況監視を継続すること、農業用水等に流入する河川水に混入する泥等の増加原因特定や、混入による被害を把握すること等が課題になっています。一方で、佐鳴湖において水質改善の努力がなされていて、これまでかなり改善が進んできたという背景があり、水質と水産資源の両者の推移や、他県の水質改善に関する動き、それから国の水質改善の考え方等も注視していかなければならない点となります。

このため、水質と自然環境、生活環境の両立に重きを置くため、水利用や自然環境に大きな影響を与えず、かつ生活環境を保全する上で望ましい水質を維持するという目標を設定しました。

次に、水量については、取水制限時の適正な水利調整が必要になる点や、浜名湖北部地域等における代替水源の確保が課題になっています。地下水は、現時点では、利用可能量に対して実績揚水量が下回っている状況ですので、適切に利用されている状況ですが、地下水の利用可能量、揚水量の増減をこれからも監視し続け、適切に保っていく必要があります。

また、取水制限に関しては、この圏域では、天竜川水系や豊川水系における取水制限を受ける地域であるため、天竜川圏域の利水の状況を適切に監視する必要があります。これらの状況を踏まえ、渇水や地下水障害の状況を把握、監視し、水野利用と保全のバランスを適正に保つという目標を設定しました。

災害・治水については、流域治水の取り組みにより被害の最小化を図ることを念頭に、河川や土砂災害危険箇所の整備率の向上を図る必要があります。また、流草木に対する発生状況の把握や発生時の連携、それから防潮堤や湖岸施設の整備、改修等も必要です。

河川整備について、昭和49年の七夕豪雨を契機に順次進められていること

や、防潮堤や命山の整備等により、津波避難地域の空白域の解消が進められています。避難軽減のための取り組みを今後もあらゆる関係者と一体となって推進するという、流域治水の考え方に即して対策を進めていく必要があります。これを踏まえ、洪水、土砂災害、高潮、津波等による災害の発生を防止し、被害軽減のための取り組みを、あらゆる関係者と一体となって推進するという目標を設定しました。

自然環境については、荒廃森林の再生や、浜名湖等における圏域特有の生態系の保全が必要です。浜名湖周辺には、北西部には石灰岩地や蛇紋岩地、湿地帯等が存在し、東部には三方原大地があり、浜名湖には汽水域が存在し、多様な地質、地理条件に応じた生態系が存続しています。また、浜名湖周辺の干潟やアマモ場等は、貴重な生物の繁殖場所、隠れ場所となっています。これらを踏まえ、圏域特有の生態系を育む水環境を保全・再生・創出するという目標を設定しました。

暮らしについては、農業・農村の多面的機能を発揮する取り組みへの支援、県指定名勝浜名湖の良好な景観の保全、水産資源の回復等が必要という課題があります。入り組んでおり、変化に富んだ湖岸から湖面にかけての自然環境が評価されていることが、浜名湖が名勝として指定されている理由となっています。

また、浜名湖や都田川水系の河川の恵みを受け、漁業や農業、観光などの産業が根付いてきましたが、近年、特に漁業において、アサリ等の漁獲量が不安定になっている等の状況も生じています。これらの状況を踏まえ、海・湖・川の恵みの持続的な利用を確保するとともに、汽水湖としての特徴を生かしながら、安心して豊かで美しい浜名湖を目指すという目標を設定しました。

浜名湖圏域では、これら5つの目標を達成することで健全な水循環の姿を目指していきます。4章で定めた将来目指すべき健全な水循環の姿は、それぞれ複数の目標と関連しているため、全体を見通した展開が必要となります。この図に示すように、一つの将来目指すべき姿から、いろいろな目標につながっているということが分かるかと思えます。これらの目標を達成するために、次の6章で説明する施策の推進が必要となります。

スライド5番です。「第6章 目標を達成するために実施する施策」についてです。目指すべき姿、目標の達成に向けて、関連計画等での取り組みと連携して施策を実施していきます。課題に対する既往の取り組みがない場合には、関係機関と連携、協働することが必要になってきます。

浜名湖を中心とした地域特有の自然環境の維持または回復を目指し、水質、水量、自然環境の目標を達成するために施策を講じていきます。水質の目標に対して、河川、湖沼における水質改善に関する施策や活動、適切な汚水処理に

については、佐鳴湖水環境向上行動計画や流域別総合下水道計画等により、これまで取り組まれてきていますが、一部地域で水質が環境基準を満たしていない現状等も踏まえて、今後も引き継ぎ水質改善を実施していくことも求められています。

地下水塩水化については、近年改善しているものの、一部の支川では解消には至っておらず、引き継ぎ観測態勢を継続していきます。河川や用水路等のモニタリングおよび泥等の増加原因の究明が必要ですが、今後も利水者等に現状や水利施設、浄水場の状況等を確認するなど、状況把握に努めていきます。

特に浜名湖の水質については、水質の悪化、改善が自然環境に与える影響を注視しながら進めていくことが必要です。水質の目標に対して、水資源の確保に向けた利水関係者等との適宜適切な調整を行い、取水制限時の適切な水利調整を図っていきます。

他圏域の水源から取水をしている浜名湖北部地域においては、代替水源の確保も課題とされています。特に能登半島地震等を受け、災害時の地下水の需要が高まる可能性があることなども考慮し、今後、施策としては、地下水利用可能量の動向も踏まえながら、地下水取水基準を見直していくことを一つの施策と考えています。

こうした中で、河川の流量や地下水の取水が自然環境に与える影響も考慮していく必要があります。自然環境の目標に対しては、森の力再生事業の実施や、森林の多面的機能を発揮させる施策を講じることで、荒廃森林を再生し、森林の持つ水源涵養機能を維持させていきます。生物の生息に大きな役割を果たす干潟やアマモ場が存在する浜名湖においては、現在行われている団体による活動等を支援していくことを念頭に、生息地も含めた生態系の保全を行っていきます。

スライド6番です。水質、水量の目標についてです。浜名湖圏域の多様な産業に密接に関係します。工業や農業等の産業が水質に影響を与える要因となっている一方で、水質も産業に対して影響を与えるため、そのバランスを適正に保っていくことが必要です。水量についても農業、工業に大きな影響を与えますので、自然環境を適切に保ちながら、産業や生活に必要な水量を確保していくことも重要です。自然環境を保全するためには、産業としての林業を保全していく必要もあるため、そうした面からも荒廃森林の再生に取り組んでいきます。

暮らしの目標に対しては、県指定名勝としての浜名湖を保全するため、浜名湖の保存活用事業の推進、名勝の適切な保存と活用に係る調整を行っていきます。農業、農村を有する多面的機能を発揮させるため、地域ぐるみの活動を支援するとともに、土地改良施設の耐震化や更新整備を進めていきます。近年漁

獲量が減少しているアサリ資源をはじめとする水産資源を回復させるために、アサリ資源を保全するとともに漁業者の取り組みを支援していきます。こうした取り組みが考えられます。

次に、水災害に対するレジリエンスを向上させ、水量および災害・治水の目標を達成するために講じる施策についてです。渇水時にも生活に必要な水を確保するために、取水制限時には利水者等と適正な調整を行う他、災害時における地下水の確保も考慮して、適正な地下水取水基準等を設定することも必要となると考えられます。

災害・治水に関しては、流域治水の取り組みによる水害等の被害の最小化を図るために、県管理河川の改修、都田川ダムの治水活用、森の力再生事業の実施、土地改良施設の耐震化や更新整備、土砂災害防止施設の整備等を進めていきます。その他、流草木の発生への対応については、河川や海岸への流木やごみの流入を防止し、発生した場合は連携して処理するよう、関係者間で連携を図る対応が必要となります。また、護岸施設、海岸保全施設の整備も進めていきます。

ここまで述べた各施策が、どの地域で実施されるかを一覧表で示します。この表によって、施策の地域的なつながりを確認することができるかと思います。では、第5章の健全な水循環の維持または回復に関する目標の達成度や、第6章の目標を達成するために実施する施策の進捗状況を表す指標について、次の7章で説明していきます。

スライド9番です。7章の「健全な水循環の状態や施策の進捗状況を表す指標」です。計画の確実な推進のために、指標および目標値を設定して進捗状況を管理していきます。目標の達成状況に対して、健全な水循環の状態を表す指標、指標の進捗状況に対しては、施策の進捗状況を管理する指標をそれぞれ設定します。

健全な水循環を表す指標は、さまざまな取り組みを実施した結果として表れる効果を示すものです。目標値は関連計画と整合させて設定します。これを把握、評価するには指標をモニタリングしていくことが必要です。施策の進捗状況を管理する指標は、施策の実施状況を把握、管理するための指標です。目標値は、関係者が実施する施策の実施量として設定します。各圏域の緊急性を表すため、令和5年に整理した緊急性指標を参考に設定をしていきます。それは次のスライドにて説明していきます。

スライド番号10です。浜名湖圏域の目標や施策に応じて、昨年度までに整理した緊急性評価指標一覧を出発点として、これが本計画に適用できるかどうかをまず確認していきます。この図に示す手順のとおり、昨年度の環境審議会の答申で得た緊急性評価指標一覧に掲げる指標の中から、今回設定した目標、

今後実施すべき施策に対応する指標を選択していきます。

ただし、計画に使用する指標は、目標や施策に応じて適切な目標値を設定する必要があります。このため、選択した指標に対して目標値が設定できるかどうかを手順2で確認します。目標値の有無については、主に既存の計画等における目標値を基本として各課等に照会をかけていき、設定していきます。

目標値がある場合については、その指標を原則採用します。目標値の設定ができない場合については、令和5年度の緊急性評価指標に代わるような指標を探していきます。代替りの指標がある場合にはその指標を採用し、ない場合は、さらにその他の指標で設定できるかどうかを検討し、最終的には手順4、流域水循環協議会で確認し、最終決定をしていきます。

現在、これに関しては並行して、流域水循環協議会において、指標の適否等について確認を行っています。今回頂いた御意見は協議会の各関係部局にも共有し、この指標を決定していくプロセスの中に組み込んでいくことを想定しています。

スライド11番です。健全な水循環の状態を表す指標については、各5つの目標に対して、左から2列目の事務局案を示します。緊急性指標を指標しているものは、公共用水域におけるCOD環境基準の達成地点の割合が指標案となっています。その他の指標については、一番右の列に示すような各関連計画等を基に指標案を検討中です。

続いて、スライド12番です。施策の進捗状況を管理する指標案は、指標を設定することが望ましい一番左の各施策に対して、左から2列目の案を事務局で示しています。汚水処理人口普及率や県管理の河川整備率、土砂災害危険箇所整備率というのは、昨年度の緊急性指標を指標するものとなります。その他の指標は右に示すような関連計画を基に検討しました。

スライド11、12で示した指標については、先ほど申しました、現在協議会の関係部局と調整しているため、場合によっては設定することが適当でないと各課が判断した場合は、削除や別の指標に置き換わる可能性もありますが、今回は指標の選定方法、目標や施策と選定案までを示しましたが、最終的には現在調整している各指標の目標値まで、これは次回の部会までに取りまとめてお示ししたいと考えています。

長くなりましたが、以上で事務局からの説明を終わります。

蔵治部会長 御説明ありがとうございました。なかなか一回聞いただけでは理解が難しいところだと思います。先ほど申し上げましたように、2つのパートに分けて御意見を頂きたいと思います。3点あるわけですが、その3点のうち、目標と施策については、それぞれ第5章および第6章となっていて、指標が第7章となっていますので、最初に第5章と第6章の目標と施策につ

いて、委員の皆さまから自由に御意見を頂きたいと思います。

冒頭に説明があったとおり、今日の部会での審議を踏まえて、浜名湖圏域流域水循環協議会で協議をされるということですので、自由に意見を頂ければと思います。

絹村委員 1点目は、目標と施策の湧水や地下水障害の状況を把握、監視し、水の利用と保全のバランスを適正に保つということに関して、最近気になっているのが、流域で利水量を確保するか、水源涵養機能の維持・向上を図ることで、河川水量や地下水の涵養を増やすことが必要なのではないかと思っています。これらが記載されていないが、どこかにあってもいいのではないかと思っています。

2点目は細かな文言の話ですが、2カ所で土地改良施設の耐震化や更新整備を推進というところがあります。スライド6の14やスライド7のハイフンになっている箇所（水災害の4番目）です。これについて、現在、土地改良施設は、過去に造成したストックが大変多くて、その保全管理が重要となっています。

今年、食料・農業・農村基本法が改正されました。今までは農業生産の基盤の整備、土地改良施設の整備と表記されていたが、現在は基盤の整備および保全と「保全」という言葉が入っています。ぜひ、適切な保全管理や更新整備として、保全の文言を入れていただけないでしょうか。

事務局 御意見ありがとうございます。1点目の水源涵養機能についてです。水源涵養機能の維持・向上というところで、水量のところに直接入っていないのですが、自然環境、例えばスライド2の自然環境の1ポツ目、荒廃森林の再生が必要という課題があって、その中で、スライド5の真ん中のナンバー7、8を御覧いただければと思います。

これは、荒廃森林の再生という課題に紐付けてはいるのですが、森の力再生事業等の実施と、森林の多面的機能の発揮というところがあります。この森林の多面的機能の発揮という中に、水源涵養の向上という意味合いも含まれているつもりです。御意見を頂いたとおり、もう少し分かりやすいよう、森林部局等と良い表現を探していきたいと思っています。

それから、2点目の土地改良施設の耐震化、更新整備についてです。御意見を頂いたとおり、当然、保全管理も非常に重要なところかと思っています。この文章は現行の静岡県農業農村整備みらいプランに記載されている表現ですので、今の動向等をもう少し農林部局と相談しながら決めていきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

藤川委員 スライド3の食害等によるアサリの漁獲量が不安定というところについて、追加説明いただきたいです。アサリの漁獲量が不安定というのは栄養

塩についてだと思いましたが、食害はどのようなものを指すのでしょうか。

それから5枚目のスライドについて、ナンバー4の河川の用水路等のモニタリングは、水質のモニタリングですか。

事務局 御質問ありがとうございます。まず1点目のアサリの食害について、アサリの漁獲量の減少の理由は、結構いろいろと言われているのですが、明瞭になっていない部分が多いです。一部には水質の問題が影響しているのではないか、黒潮の蛇行が影響しているのではないかなどと言われています。

我々もいろいろと資料を調べ、関係部局と調整したのですが、明瞭にこれが被害だろうといえるのが、生物多様性の地域戦略にも記載されているように、クロダイによる食害です。食害が一つ大きい被害であるため、記載したという状況です。今後、もう少し詳しく確認する必要があるかもしれないが、今のところ、こちらで分かっている原因として、食害を一つ代表して記載しました。

田中委員 水産試験場でアサリを増やそうということで関係した際にも、量的にクロダイによる食害が大きかったことを確認しています。

事務局 ありがとうございます。

藤川委員 栄養塩不足が一番大きい原因ではないかと思ったのですが、被害の原因はクロダイですか。

田中委員 全国的にもクロダイの被害が確認されています。

事務局 ありがとうございます。実は、そこはすごく頭を悩ませてきたところからです。スライドの1、一番初めの説明のところに、留意点として少し書いたところがあります。水質と水産資源の両者の推移、それから他県の動向、国の水質改善の考え方を注視すると書きました。栄養塩不足というのは、確かに言及されているところではありますが、因果関係を明確にしようと思うと、かなりの調査が必要です。今のところそういった調査結果が県にはない状況です。

例えばこの調査を基に、今後、栄養塩管理をするという話に明確になれば、調査をしていくのですが、調査に結構お金もかかるので、すぐに調査できる状態ではないというのが実情としてはあるようです。その中で、今回、水質に関する話というのが、因果関係も明瞭ではないため、書き切れないかなと思った一方で、留意点として、両者の推移と他県の動向、特に瀬戸内や三河湾などの考え方を注視していくというところを計画に記載しようと考えています。ありがとうございます。

それからもう一点、河川、用水路のモニタリングについてです。モニタリングという言葉が仰々しい感じがするのですが、これからの状況を聞き取っていきます。細かい水質を調べる前に、まず現状として見た目レベルで分かるところを確認することを考えています。特に、令和3～4年頃に泥が問題になっていたが、一方で、ここ2年くらい泥は大きな問題となっていない状況です。

ただ、しばらく状況を監視するしかないと考えており、引き続き、例えば調整池に貯まる泥や浄水場の薬剤の混入量などを頻繁に聞き取ることが第一歩と思っています。明瞭に因果関係がありそうであれば、もう少し細かい調査が必要になってくると考えています。

絹村委員 水災害に対するレジリエンスの向上の中で、流域治水の関係について都田川ダムの話があるのですが、例えば水田の利用、田んぼダムの話やため池など、いろいろな農業施設の活用について調整をするようなことはないのか。更新整備や管理という話はあったのですが、その辺の活用についてはいかがですか。

事務局 ありがとうございます。田んぼダムやため池の活用も、流域治水のプロジェクトの計画書の中に当然書き込まれています。この計画も基本的に流域治水の流れに沿ってやっていく予定ではありますので、そういったところも、本文を作成する段階で、農林部局、それから河川管理のほうと確認しながら記載していきたいと思えます。

今泉委員 スライド7の表のオレンジ色がスライド4の色と違っているので、揃えた方が全体の対応関係が分かりやすいと思えました。

また、先ほど議論がありましたスライド5のナンバー4のモニタリングおよび泥等の状況把握というのは、聞き取ること自体が施策の実施になるという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

今泉委員 スライド7の19番の項目は、計画がないのですが、こういった内容が施策の実施になってくるのかというのを教えていただければと思います。

事務局 これについては、各部局それぞれの取り組みをやっているのですが、それがうまく共有されていない部分もあるのが実情です。まずは各部局で進めて、関係部局がしっかり自分たちの役割を把握してやっていき、足りない部分については連携してやっていくという部分を書き込んだ状況になっています。

なかなか現状としては踏み込むのが難しい状況です。例えば森林部局では、流木を抑制する対策や堰堤の設置などある程度木が下流に流れていく対策は現状でも講じていることを確認しています。ただ、上流部だけではなくて中下流部にも発生源があるため、第1回部会でも浅見委員からも御意見をいただいたように、各部局が必要な対策を講じるという形になっていきます。

今泉委員 連携して実施するという言葉自体は簡単に書けると思うのですが、言葉で終わってしまう、漠然とした状態で終わってしまう可能性があるということを少し懸念しました。その一方で、この水循環計画を策定する一つの意義として、異なる部署間、関係者間での連携そのものだと思うので、もう少し部署間、関係者間の調整をしていただいて、具体的なものを示していただける

と良いのかなと感じました。

浅見委員 第1回の部会の時に、そんなに流木が林間で発生しているわけではないのではないか、確認するよという事で、記載いただいたと思っています。表現方法について、19番に「河川、海岸への流木やごみの流入を未然に防ぎ」と書いてあり、流木もごみも一緒くたになっている。ごみと言ったら、森林からの流木ではなく、例えば海あるいは浜名湖ではマイクロプラスチックなど、非常に大きな問題になってきますので、分けて記載いただければと思います。

それで、海岸に流れ着いた流木がごみかというところではない。流木は、ゴミムシ、ゴミムシダマシなど一つの生態系になっているので、このように書いてしまうと誤解されてしまい、流木が流れ着いている流木帯がごみの放置だと思われてしまうので、それは違うのではないかと思います。自然現象の一つであり、一つの生態系なのだという認識の下に記載いただければありがたいと思います。

事務局 貴重な御意見ありがとうございます。確かにごみと流木を一緒くたにしてはいけないと、今の浅見委員の御意見を頂いて思ったところですので、書き方に気を付けたいと思います。

浅見委員 例えば「洪水時に」というのが抜けていると思うのです。「洪水時に橋梁に引っ掛かるような」など、そういうものがイメージできたほうが良い気がします。

事務局 確かに、通常時にいたずらに撤去する必要はないと思います。当然、洪水時に大量に流れたものが海岸に漂着して、特に浜名湖の場合は湖岸を利用する主体も多いので、例えば船舶や海岸で遊ぶ人たちがいるので、そういったところに支障がないように撤去するということも明確にしていきたいと思っています。

事務局 皆さま、お手元に計画の素案があると思うのですが、この48ページを我々はイメージしています。書き方についてはしっかりと区別して、今委員のほうから話がありましたように、洪水時や被害というものをしっかり出さないとまずいと思いますので、表現を修正しようと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

田中委員 スライド19ですが、これはハイフンになっているのですが、施策実施に関連する計画、実は平成30年から、内閣府の国土強靱化でとんでもない予算が出ているのです。今までは普通に余った数千万ぐらいのお金で河道内の草や伐木を処理していたのですが、今は天竜川だけでも年間9億円ぐらいで草を刈って伐木をやっているのです。

先ほど浅見委員がおっしゃったように、素案の48ページを見ると、これは

洪水時です。平水時はほとんど流木が流れてくることは皆無です。ハイフンになっているのですが、ここは既に県管理の2級河川でも、かなり予算が増えて河道の草刈りと伐木をやっているようです。個々にやればきちんとデータは得られると思いますので、また調べていただければ結構だと思います。

あとは、浅見委員がおっしゃったように、洪水時の流木はとんでもない量が出ます。漁業者から片付けるよう依頼があり、今盛んにやっています。国を挙げての洪水防止対策ですので、浅見委員がおっしゃるように、流木あるいは草と木を意味して流草木の流入を防ぐということと、普通のペットボトルやプラスチックのごみを分けたほうがすっきりするかもしれません。

絹村委員 こちらに関連して、今の課題の中に、森の力や荒廃森林の再生というものも出てくるのかなという気がしました。豪雨時に出てくるのは、そういう山から出てきたようなものですね。今の荒廃森林の再生の部分の課題と絡めてもいいのかなと思いました。

事務局 そこに関してはなかなか難しいです。森林部局は山からは出ていないはずだというのが、実際は山から出ていると思うのです。ただ、荒廃森林の整備をしていくという大命題を抱えている中で、自分たちが整備したということアピールするために言っているのだと思います。ただ、河川側と山側でナイーブなところがありまして、まずは連携することから始めようということ今やっています。具体的にそこにどういう施策や管理をしていこうというのが、今はなかなか難しい状況です。ここについては、各部局で揉んでもらっていますので、どのようなものが出てくるかは、また今後、お知らせできると思います。

浅見委員 流草木と今おっしゃったのは、まさしくそうかなと思います。48ページを見ると、これはほとんどヨシやツルヨシの茎がたくさん流れ着いているのかなというのが一点です。それから、森の力は私も委員になっていまして、各地に視察に行きました。丁寧に等高線上に木が全部並べてあって、なかなか流れ出ていないというのが分かります。それから、狩野川放水路の委員会では、国土交通省の方が「最近山の方が随分と対応を頑張っているためか、全然流木が流れてこない」というようにおっしゃっていたので、隠しているわけではないと思います。

山川委員 1つ目は、スライド6の地下水の取水の基準の見直しについてです。これは浜名湖圏域に限った話ではないと思うのですが、最近ですと能登半島の地震で、災害時の地下水の有効利用が注目されていると思います。この辺りは古くて新しいような問題だとも思います。今、国のほうでもおそらく検討が進んでいるかと思うのですが、そのあたりのことを、新しいものをこの計画に組み込んでいくことは考えられますか。

2つ目は、スライド8の表に対象地域という大枠があって、その下に流域と4つぐらいあるのですが、流域というのは流域全体を対象にするという理解ですか。その場合は、残り4つのところに全部丸が付くという表し方でもいいのかなと思ったのですが、いかがですか。

事務局 では、事務局からお答えします。御意見ありがとうございます。1点目の地下水の関係について、今年8月30日に国の水循環基本計画が変更になりました。こういった中でも、地下水を水道の代替水源としてこれから位置付けていこうという動きがあるのは承知しています。県でもいち早く、何とか地下水の取水の基準をまず変更しようと考えています。このあたりの新しい考え方は計画に入れ込んでいきたいと思っています。地下水については以上です。

2点目のスライド8の施策についてです。流域、山間地域、農村地域と地域があるのですが、山川委員がおっしゃったとおり、流域というのは、ある意味流域全体に関係する内容にはなってきます。ただ、具体的にどこで施策を打っていくかというところで、例えばナンバー2の適切な汚水処理となると、流域全体に関わる話ではあるのですが、農村地域と都市地域で施策を打っていくという形でまとめてみました。

それで、流域、山間地域、農村地域、都市地域という言葉が、実は水循環保全条例の施策を打っていく地域として出ている項目になっています。そういう考え方でまとめてはいたのですが、確かに山川委員のおっしゃるとおり、流域というのは、当然全体に関わる話ですので、もう少し整理して、必要なところは修正を加えたいと思います。ありがとうございます。

蔵治部会長 ありがとうございます。スライド1の水質の目標1の書きぶりが、わかりにくさを感じます。水質にいろいろな課題が実際にあるわけですよね。例えば環境基準を満たしていない地点や、河川水に濁水、土砂等が流入しているなどの課題がある中で、この目標が、私には分からないのです。水利用や自然環境に大きな影響を与えず、かつ生活環境を保全する上で望ましい水質を維持するというのは、具体的に何を目指しているのかよく分かりません。

まず水利用というのは、水利用に悪影響を与えないということなのですよね。ですから、濁水等が少なくなるようなという意味ですよね。自然環境というのは何をもちて自然環境と言っているのかも分からないのですが、その後、生活環境という言葉も出てきていて、自然環境と生活環境というのは、どういう意味で区別して別の言葉を使っているのか、その辺も分かりにくいです。

事務局 自然環境と生活環境については、自然環境に対応するのが、留意点のところに書いたような話になるのですが、例えば水産資源との両立が、自然環境に反映される部分の一つなのかなと思います。当然、水質が悪化することその

ものについても、例えば生物の環境等に影響するところもありますので、そういった意味も若干含んでいるニュアンスで、自然環境という言葉をお願いします。

生活環境というのは、当然、水質の良し悪しによって、普段生活するための上水等に影響が生じますので、生活環境という言葉をお願いします。確かに漠然としているといえども漠然としているのですが、そういった意味を含めています。

蔵治部会長 自然環境というのは主に生き物を想定しているという説明で、生活環境というのは人間の水利用上の水質だという話ですが、そうすると、水利用というのは重複しているのではないですか。

事務局 委員のおっしゃるとおりです。上から順番でもないですが、委員がおっしゃったとおり、泥等の増加原因というところが水利用に絡んで来て、生活環境というのが水質全般の話をしているつもりではありましたが、確かに意味的には重なってしまったところがございます。

絹村委員 想像ですが、水利用というのは利水の関係、農業用水も工業用水も上水道も含まれた意味合いで、自然環境は今おっしゃったとおりで、生活環境は人間の暮らしの中の快適さという意味合いで言っているのではないかと思います。悪臭など生活の中でのことを指していると捉えました。

事務局 うまく要約していただいております。

ここについては、事務局、協議会で揉んでみますので、蔵治部会長がおっしゃった意味もよく分かりましたので、改めてここは課題とさせていただければと思います。

蔵治部会長 生活環境というのは、例えばBOD、CODなどを表していて、水利用は濁水などを示しているのですよね。素案を見ると濁水が特出しされているわけなので、そういうことが分かるような形で目標を設定したほうがいいのではないかと気がしています。利水者と濁水が問題なのだったら、やはり濁水というのをもきちんと書いていただいたほうがいいと思います。

関連して、泥等が増加しているという表現については、何で濁水という言葉を使わないのかなと思います。泥というのは、何か調整池の底に沈殿しているものを泥と言っているのだと思うのですが、河川水や用水の水質という意味では濁水なのか、土砂量なのか、その辺の言葉をきちんとしたほうがよくて、あまりこういう計画で泥という言葉を使うことがないので、例えば濁水のモニタリングにした方がいいのかなという気がしました。

事務局 ありがとうございます。どの言葉を嵌めるかというのは非常に悩んだところですね。例えば濁水という表現をすると、河川に対して濁水があるということは、どちらかというところ、例えば水質のSSの問題があるというイメージに

なってしまいます。そのため、濁水という言葉は排除しました。

土砂量というと、土砂が大量に、石も土もまとめて流れてきているようなイメージを持ってしまうのかなと思います。そこも少し違うというところで、例えば調整池の下に泥のような土が貯まっている、浄水場にそういったものが雨天の後に混入するといったところが問題になっていたのも、泥という言葉を用いました。

蔵治部会長 素案の30ページを見ると、かなり言葉がぐちゃぐちゃです。確かに砂や石などの話ではなさそうだというのは分かるのですが、SSが多い、長期化するという話ではないのですか。それ以外にどのようなことがあるのかよく分かりません。基本的に濁水現象のように見えるのですが、それ以外に何かがあるか教えてほしいと思います。

事務局 濁水本体が問題というよりは、要はそこに泥が運ばれてきて、例えば調整池にたまったり、水路に貯まったり、泥が貯まったことによる排除に利害者がかなり苦労しているという点がありまして、そこを強調したいというのが思いです。

蔵治部会長 モニタリングと書いてあるのであれば、取水しているところの水質の濁りの問題なのかなと思います。

田中委員 22ページに、「農業用水や浄水場に流入する水に混入する泥等」と書いてあるのですが、洪水時は当然、いわゆる濁水になるわけで、これは平水時の話を言っているのですか。洪水時は当然、どこを見ても泥水です。それが、例えば農業だったら絹村委員のほう詳しいかもしれませんが、農業用水に作物が埋まってしまうぐらい泥で埋まってしまうのは困るのですが、泥もある程度の肥沃的な意味もあるわけです。

あとは、浄水場というのは、下水は雨水も全部いきますので、洪水時には当然、大雨で、濁水になります。これは防ぎ切れません。

蔵治部会長 全国どの川でもそれは同じなのですが、問題は濁水が長期化する傾向があるということですね。

事務局 長期化するのと、これまでの傾向からすると増加しているというところですか。

田中委員 長期化しているのですか。

事務局 はい。特に令和に入ってから増加しています。これが洪水だけの影響ではないかもしれないということも実はあるので、その辺りも含めてのモニタリングが必要です。

絹村委員 基本的に農業用水は、洪水時には取水をしないと、取水口を閉めてしまいます。洪水時に入ってくるわけではなくて、平常時に入ってくるということで、泥が入ってきて困るのは、水路や調整池に土砂が貯まることと、いろいろ

ろな施設を運転する上で特にポンプのプロペラが摩耗しやすいということ
です。老朽化というか、故障が早く起こってしまい、管理費が大変かかるため、
農家の方の負担が大変増えています。

前回も言いましたが、浜名湖で一番大きいのは、天竜川から取水している部
分です。常時、どうしても水路に入ってきてしまうということで、周囲の農家
の方だけではなくて、上水、工水の方からも不安の声が挙がっているとい
うことで、書いていただいたのだらうと思います。

浅見委員 あちこちに荒廃森林というのが出てきていて、非常に便利な使い
方がされているのが気になっています。素案を拝見しますと、そもそも前半部分
に植生図が入っていないので、追加していただきたいと思っています。57 ペ
ージの図でも若干代わりになるのかなと思ひまして、植林、人工林が緑で、天
然林、原生林と思われるものがオレンジ色で示されています。

浜名湖の流域は、植林率の高い静岡県において、植林率が低いところだと思
っています。この地図を見ても、ほとんどの地域がオレンジ色で大部分を占め
ている地域で覆われています。森の力再生事業では、基本は植林を対象にし
ています。植林の過密なところを何とかしようということが大部分を占めてい
ます。

ここで、森の力再生で荒廃森林と言ってしまうといいのかというと、実は、
ここはコナラ林やアカマツ林が多かったところですが、最も夏に緑広葉樹林など
が多いところなのです。その部分を反映させないと、森の力と言ってしまうと、
圏域ごとの特有な特徴が全て隠れてしまって、どこにでも通用する、すごく便
利な使い方になってしまうのではないかとこのことを危惧しています。

例えばお茶畑の多いところでは、そこから出てくる農薬などが、生き物に対
してすごく影響します。例えばサントリーでは、そのような影響のある農薬は
使わないようにしようという取り組みもしています。また、そのようなことも、
本来ならこちらのところで、多面的機能という形で入っていいのかなとは思
います。その意味でも植生図というのは、茶畑が多いのか、天然林の広葉樹林が
多いのか、それとも人工林の植林が多いのかというのが分かるぐらいの図面は、
入れておいていただきたいと思っています。

事務局 ありがとうございます。植生図はぜひ今後入れるようにしたいと思
います。

蔵治部会長 57 ページの図は、今回の圏域ではないエリアが大半を占めている
図なので、少し不適切ではないかと思ひますので、きちんとこの圏域だけの
図にしたほうがいいと思ひます。

それでは、続いて指標についての議論に移りたいと思ひます。この計画では、
指標と目標値という、つまり何を指標とするかということと、その指標の数字

が幾らになることを目標にするのかという2つを決めなければいけません。今日はまず、目標値の議論まで入らずに、何を指標として進捗状況や健全な水循環の状態を表すのがよいのかということに絞って、スライド9番以降の何枚かのスライドについて御意見いただけないかと思います。どなたからでも構いませんので、何かありますか。

今泉委員 14ページの緊急性評価指標の、土砂災害危険箇所整備率についてですが、素案の45ページに整備率がありまして、20パーセント前後なのですが、これは別にこの地域が特段低いわけではなくて、全国で20パーセントぐらいのところが多いです。

ただ、整備率の数字だけ見ると、あたかも整備されていないような誤解を受けてしまうのかなと思います。そして、新しく整備できる施設の数で1年でどれくらいか考えた場合、せいぜい数個ぐらいだと思います。そこまで劇的にこの割合が増えることはなくて、むしろ整備で補い切れない部分は、ソフト対策を組み合わせると土砂災害を減らしていくという考え方になると思います。整備率が悪いというわけではないのですが、純粋にこの20%ぐらいの数字だけ示してしまうと誤解を受ける可能性があるのでは、示し方に注意が必要かと感じています。

事務局 貴重な御意見だと思います。当然数字だけではなく、ソフト対策等についてもこの中に入れていきたいと考えています。ありがとうございました。

浅見委員 まず11ページの下から2つ目の、水環境を保全・再生・創出するというところで、自然共生サイトの面積を出してきたのは面白いなと思います。ただ、これを入れてしまうと、どうしても陸域のほうがすごく主体になってくるかなと思います。保護水面や海水は30 by 30の中に含まれているかなと思います。そちらと分けて考えることが重要ではないかと思います。でないと、せっかく浜名湖はこれだけ面積を占めているのに、陸域のほうで30パーセントになってしまうことになりかねないというのが、少し危惧しています。

それから、11ページの木材生産量と、12ページの森の力再生面積なのですが、これはどちらも植林を念頭に置いた指標かなという気はしています。先ほども申し上げましたように、この圏域は植林率が割と低いと思っていますので、木材生産や森の力ではなく、里山の保全活動などもしていますので、そちらで取り上げてもいいのかなという気はしています。

それからもう一点、12ページのところで、干潟・アマモ場等の保全という、これは非常に重要だと考えています。活動団体だけでやってしまうのはもったいないです。ブルーカーボンなどで非常に注目されていますので、これは面積を何とかできないかなと思っています。もし干潟などの面積や湖岸のヨシが入

っている部分の整備率という形で、示せばいいのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。では、1つ目の御質問の自然共生サイトについて、確かに陸域、海域の両方が入っている数字になっています。水面の関係も当然入っています。ここについては、確かに海域の部分で達成できないというのがあるので、分けて考えるというのもひとつの考え方かなとは思っています。あとは行政側の指標のコントロールの話になってきますので、いったん持ち帰り調整します。これは浜松市の指標なのですが、そもそもこの指標に関しては、実は湖西市では指標を持っておりませんので、調整した上で検討したいと思っています。

荒廃森林の部分を置くのがどうかというところについても、一つは、先ほど御意見いただいたとおり、全県的なものを置いてしまっているのかというところはあるのですが、一旦これを全県的なものとして置いた中で、森の力が出てきたのが一つと、こちらにもう一つ、2つ下に、森林の多面的機能を発揮というところで、森林の多面的機能を持続的に発揮される森林整備面積という指標を置いています。これによって、多面的機能の話ができないかというところで、この指標を置いてはいます。先ほどの植林率の話も踏まえて、一旦これも森林の部局と相談したいと思っています。

干潟・アマモ場の話については、結論からいいますと、まだ面積を指標として置くのは早いという段階にあると思います。特にアマモ場の面積がまだ正確に押さえられていません。

ただ、浅見委員がおっしゃるとおり、かなり重要な課題であって、かつ、最近かなりのペースで減少しているような話も聞きますので、そういったところを今後調べることも必要になると思います。そもそもベースとなる面積が今手元にはない状態では、現時点で面積の指標を置くというのは厳しいというお答えになります。

浅見委員 アマモ場などの面積を指標に置くのは難しいというのはよく分かります。干潟は、例えば明治時代の地図で、かつてあったところの面積は分かりますし、よく残っているのは、環境省で出ているのではないかと思いますので、参考程度にさせていただきたいです。

面積を出すのは難しいですが、例えばGISを使って、傾斜はどのくらいで、水深どのくらいまでのところが、今面積がこのくらいある、せめてそれくらいの面積はそのまま保全しようという指標もあり得ると思います。

事務局 ありがとうございます。

蔵治部会長 木材生産量を対応する指標に書いてあるのは、何かの間違ひではないかと思います。木材生産量の指標の概要のところには、面積の値が書いてあります。

事務局 木材生産量の数字は、資料の誤りです。2020年に42万立方メートル木材生産量があったものを、2027年に50万立方メートルまで向上させるというのが、現時点の森林共生白書の目標になっています。

蔵治部会長 指標の概要に書いてある全県目標値の21,339ヘクタールは何の目標値なのですか。

事務局 これは参考として示した森林部局で作成している森林共生基本計画の森林共生白書で示されている令和5年度までの整備目標値です。

蔵治部会長 これは、浅見委員がおっしゃっている、森の力とは全然関係ない数値ですよ。

事務局 そうですね。森の力と関連するのではなくて、むしろ森林の多面的機能の数字と関連するものとして捉えています。

蔵治部会長 森の力はその一部で、それ以外の通常の造林補助金なども全部入れた面積ですので、森林関係のところはかなりぐちゃぐちゃになっています。森の力なのか、共生基本計画なのか、木材生産なのか、めちゃくちゃになっているおり、議論し尽くされていないのかなと思います。

それから、少し別の観点でいうと、先ほど私が指摘した、スライド11の水質の目標のところ、水利用、自然環境、生活環境と3つ書いてあるのに、指標はCODしかないというのはバランスを欠いていると思うのです。

自然環境が生き物だということのだったら、生き物も指標にしなければいけませんし、水利用が濁水だというなら、濁水も指標にしなければいけなくなるのですが、もしその指標を立てられないのだったら、そういう目標を立てること自体が、あまり進行管理上望ましくないような気がしています。ですから、そこは、この計画を立てるに当たって、これから頑張る始めるぐらいのことがないと、目標が壮大過ぎることになるのではないかと思います。

事務局 そもそも目標から施策、指標といく流れの中で、目標に対して施策がそれぞれ対応していて、それが最終的に全て指標に結び付いているというのが、一つ望ましい形と理解しています。ただ、生活環境や自然環境に対して、例えば数値的な目標値の設定が一つ大きなハードルとなります。

指標については、現行あるような指標をベースに考えていきたいので、自然環境と水利用に対応する指標がない状態になっていましたので、生活環境に対する公共用水域のCODの指標があるということで、この指標を代表して選んでいます。

当然、課題や目標は、生活環境、自然環境を含めて考えていかなければなりません。今後そこに何らかの指標が置けるような状況になるのであれば、今後実際に施策を進めていく中で、またこの計画を見直すタイミングで追加することも考えられると思います。

絹村委員 スライド 19 番の表ですけれども、森林の多面的機能の発揮のところでは、森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積という表現があるのですが、地域ぐるみの活動による農地の多面的機能の維持・発揮については、設定の中で、活動の拡大よりも持続的な活動支援が必要であり、左記目標の設定はそぐわないということで、基幹農業水利施設の更新整備数に置き換わってしまっています。なぜ森林と同じように面積で出すことができないのですか。

もう一点、先ほど今泉委員が言われたのと同じようなことなのですが、基幹農業水利施設の更新整備数も、ため池はだいぶ数をやっていますが、そんなに増えるものではないので、この辺の指標の見せ方も、同じように検討しておいていただいたほうがいいのかと思います。

事務局 ありがとうございます。ここで、まず地域ぐるみの活動による多面的機能の維持・発揮を、森林と同じようにできなかった理由としては、地域ぐるみの活動による面積を使おうと思った時に、元々は多面的機能支払いの活動面積というのを、緊急性指標の時も置いていましたが、これを使おうということは考えたのですが、今後、多面的機能支払いの向上の活動面積を、面積だけを置いていくことはそぐわないというのが一つあります。

その活動を支援していくことが重要であって、面積を増やしていくという方向から最近変わっているところがありましたので、面積ベースで入れられないため、多面的機能に一つ関連するものとして、基幹的農業水利施設を更新することで、農地自体も維持されていき、対応する指標をこれに充てたということで整理しています。

それで、指標なのですが、全県 22 から 82 施設というのは、農業農村みらいプランの中から取っている指標になります。これについても、今、農林部局に意見照会をにかけているところですので、具体的な数字は意見照会の中で上がってきて、また次回の部会の時にお示しできるかと思います。

浅見委員 スライド 15 の一番下段に、雨水・再生水利用施設数とありますが、雨水貯留が、非常に今後重要になってくると思っています。流域治水の面でも非常に重要だと思っていますが、何らかの指標にはならないのですか。

事務局 雨水・再生水については、指標の選定の過程で、これも指標化をしようと考えたところではあるのですが、目標値を設定するという段階に至らないものであったということで、抜けてしまっています。

浅見委員 都市部に行きますと、公立の小中学校は全て校庭貯留するとして取り組んでいるところもあるので、目標値の設定はある意味では可能です。

事務局 ありがとうございます。

山川委員 スライド 11 に目標に対して具体的に指標に挙がっているところがあ

りますが、今後検討される中では、一つの目標に対して指標を複数並べることもあり得るという理解でよろしいですか。

事務局 今は1つの目標に対して1つの指標を置いており、基本的にこれは1対1で対応させようと考えています。

山川委員 先ほどの議論の中で今泉委員がおっしゃった、土砂災害の評価であれば、今後ソフト対策も入れていく場合はハードとソフト対策が2つ並ぶということもあるかと思うのですが、そういうことはありますよね。

水資源課長 スライド11は、健全な水循環の状態を表す指標なものですから、あまりこちらにたくさん指標をつくりたくないというのが本音です。その下の施策の進捗状況は、もし的確な指標がセットされるなら、複数になってもいいのかなと思っています。ここについては、事務局と協議会でもんでみたいと思います。

蔵治部会長 そもそも論として、どうして指標を2種類に分けているのかを御説明いただければと思います。

事務局 指標を2種類に分けている理由としては、まず指標を作っていく時に、施策を実施していくことによって、施策をどこまで実施していくかという指標と、施策を実施したことによって、どのくらい効果が表れたかという指標の2つに分かれるものと考えています。これについては、第1回目の審議の時の全体の構成を示した時も、一番初めの目次に、健全な水循環の状態を表す指標と施策を管理する指標を設けますと示していました。

蔵治部会長 要するに、施策というのはアウトプットであって、健全な水循環というのはアウトカムであるというイメージで、別々のものだから、別々の指標が必要だということなのですね。

ですから、この2つの指標が同じであったら、逆にいけないのではないかという気がしています。今の案だと同じ指標になっているところはないですか。水質に関してはきちんと分けてあるのですね。

事務局 例えば水質については、健全な水循環の状態を表す指標が水質基準の達成になります。進捗状況のほうは汚水人口処理普及率や、浜名湖の環境保全活動の参加者数といったところが対応してきます。

蔵治部会長 森林については少し変になってしまっています。同じことが書いてありますね。森林はどちらかが間違っているのですよね。

蔵治部会長 累計整備計画面積は、どちらかが間違っていると思います。

事務局 表の指標の概要の説明が誤っています。大変申し訳ございませんでした。

蔵治部会長 ありがとうございます。やはり、施策の進捗状況の指標というのは比較的分かりやすく、具体的でというイメージですが、健全な水循環のほう

は、目標達成を評価しなければいけないので、より難易度の高い指標を求められるということなのですよね。そこがこの議論の難しいところだと思います。本当は、目標というところに書いてある言葉をダイレクトに対応しているような指標があれば、一番いいという話なのですが、なかなかそう簡単にはいかないというか、結構壮大な目標が書いてあるので、そんなものは1つの指標で評価できないですよね。

今日は指標の議論までなのですが、今後、目標値の議論も控えており、目標値を設定できない指標を作っても意味がないという話がセットにあるということも踏まえながらこの提案をされているので、あまり無理なことをお願いしても厳しいということなのだと思います。

絹村委員 スライド11の健全な水循環の状態を表す指標に、適正揚水量を確保している地域数について、全県目標値で5地域/5地域という表現の意味が分かりません。また、適正な揚水量を確保しているというのは、湧水がないということを目指すのか。

事務局 湧水は目標設定が難しいため、条例のある地下水について目標値を設定している。

蔵治部会長 これについては、引き継ぎ協議会のほうで議論されるようですので、いろいろな意見が出たということでお伝えいただくということだと思います。

水資源課長 委員の皆さまの意見は本当にありがたいのですが、管理できないものでは仕方ないというところがあります。事務局、協議会でしっかり議論して、より適切に近い指標と目標値をセットしていきたいと思いますので、また委員方からの御意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

蔵治部会長 それでは、議事の(1)の計画策定についての審議は終了したいと思います。改めて協議会のほうで協議されるよう、よろしくお願ひします。

続いて、議事の(2)の今後の予定についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 今後の予定について説明します。まず、これまでの計画の進捗状況ですが、第1章から第4章、浜名湖の圏域の理念、目指すべき姿までを第1回の部会で審議しました。本日、第5章、第6章、第7章のうち、指標を並べたところまで議論しまして、目標値は次回以降、3回目の部会で審議したいと思います。

また、併せて、計画案そのものについてもここで審議したいと思います。令和7年1月予定と書いていますが、令和7年1月9日の午後が候補になりました。御出席できない方もいらっしゃるのですが、こちらが最も皆さんが参加できるようですので、こちらで決めたいと考えています。

それから、今後のスケジュール案ですが、今回頂いた御意見も持ち帰りまして、再び浜名湖圏域流域水循環協議会の幹事会にお戻しして、議論を進めていきたいと思えます。まず担当レベルでもんだ後に、計画案、それから今回の指標に関して、改めて幹事会、それから協議会という形で、12月中に通していくと考えています。その上でもう一度、こちらの部会で審議したいと考えています。

11月27日に環境審議会、全体会の答申がありますので、そこまでに部会からの報告案を作成して、答申案を作り、1月27日に全体会で審議するという形になります。その後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、3月末に計画決定を目指しています。非常にタイトなスケジュールの中で、まだ全然煮え切っていない部分もあって大変申し訳ないのですが、いろいろと途中で個別に委員の委員にもアドバイスを頂くことがあるかもしれませんが、その際は御協力のほどよろしくお願ひします。

蔵治部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、御意見等ありますか。よろしいですか。

水資源課長 事務局から、資料3についてはもう一度7章全体を第3回部会ではしっかり御意見いただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

蔵治部会長 ありがとうございます。以上で議事を終了しますので、進行は事務局にお返しします。

事務局 蔵治部会長、進行ありがとうございます。では、以上をもちまして、令和6年度第2回静岡県環境審議会水循環部会を終了します。

次回の部会は令和7年1月9日の午後に予定しています。年始でお忙しい時期の審議となり、大変申し訳ありませんが、委員の皆さまの御出席を賜りますようによろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。